

一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構
ネーミングライツ事業公募要領

一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構（以下「当法人」という。）は、当法人が管理する施設等の有効活用を通じて、法人、法人以外の団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）との連携の機会を拡大するとともに、財務基盤強化による当法人の活動の充実を図ることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する法人等を以下のとおり公募します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、当法人が管理する施設等の愛称等を決定する権利である命名権を法人等に付与し、命名権を付与された法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

- ①対象施設名 令和6年4月1日開局予定のコミュニティFM「FMまほろば」のスタジオ
※スタジオは2室（録音スタジオ・生放送スタジオ）ありますが、同一名称とします。
- ②施設概要 住所：奈良県磯城郡田原本町939番地「トモルテたわらもと」2階

3. 命名権等の契約期間及び命名権料

- ①命名権等の契約期間を2年間、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとします。
また、契約期間満了前、90日までに当法人へ更新の申請がある場合は、申請受付後、必要な手続きを経て、優先交渉権を付与します。
- ②命名権料 最低価格700,000円/年（消費税及び地方消費税は別途）

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ①ネーミングライツ事業申込書（別紙1）
- ②ネーミングライツ事業申込に係る誓約書（別紙2）
- ③法人等の概要を記載した書類（会社概要など）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

(3) 応募期限

令和6年1月26日（金）から令和6年2月16日（金）17時迄 ※郵送の場合は必着

(4) 提出先

一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構
〒636-0300 奈良県磯城郡田原本町193

開館時間：午前9時から午後5時まで

休館日：火曜日

※郵送の場合は、封筒等に「ネーミングライツ事業申込書 在中」と朱書のこと

5. 応募資格

以下の各号に該当しない法人等が応募できるものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力（暴力、威力、社会運動の標榜、政治活動の標榜、脅迫の言辞、詐欺的手法等を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人などを指すが、これに限られない。）又はそれらの実質的支配を受けあるいはそれらと利用・関与・利益の提供等社会的に非難されるべき関係を有する者（以下、合わせて「反社会的勢力」という。）、ならびに反社会的勢力の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの。もしくは、反社会的勢力等に属すると当法人が合理的に判断できるもの
- ⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治団体
- ⑧宗教団体
- ⑨会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと当法人が認めるもの

6. 愛称等の付与の条件

（1）愛称等

愛称等は施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、当法人の規則等で定める施設等の正式名称は変更せず、必要に応じて、正式名称を併用することがあります。

命名権等の付与期間においても、当法人が特に必要と認めるときは、愛称等の変更を求める場合があります。また、次のいずれかに該当するものは愛称等として設定することができません。

- ①法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑧当法人の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑨詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの

- ⑩青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪たばこの広告又は喫煙を促すもの
- ⑫アルコール飲料の広告又は飲酒を促すもの
- ⑬良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑭集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑮その他愛称等として適当でないとき当法人が認めるもの

(2) ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ①ネーミングライツパートナーは、「FM まほろば」の放送内でネーミングライツ事業に係る施設名等を紹介できます。なお、その文言等については当法人と協議し、決定します。
 - ・目安：1日20回・1回10秒程度
 - ・文言例：「田原本町・トモルテたわらもと2階 FM まほろば●●スタジオからお送りします（しました）」（●●が命名権に該当。）
- ②当法人の広報物（「FM まほろば」タイムテーブル等）や当法人公式ホームページ等においてネーミングライツパートナーとして紹介します。
- ③ネーミングライツパートナーは、当法人のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。

7. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

契約締結後、「FM まほろば」放送内での紹介、「FM まほろば」タイムテーブル等の当法人広報物及び公式ホームページ等への掲載は、当法人の負担により行います。

その他の事項については、その都度協議した上で、決定します。

8. 選考方法

当法人において、応募資格、ネーミングライツ料、愛称等、を基に判断し選考します。また、応募者が1者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを判断します。

9. 選考結果の通知

選考結果は、令和6年2月29日までにすべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツパートナーを選考しないこととします。

10. 契約の締結

当法人は、ネーミングライツパートナーの決定を通知した法人等と命名権の契約を締結します。正式に契約を締結した後、その法人等名、施設等の愛称等、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、ネーミングライツパートナーが非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

11. ネーミングライツ料の納入

当法人が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括で納入することになります。

期日：請求書発行月 4月 納入期限 同年5月20日迄

12. リスク負担

愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

13. 契約の解除

(1) 契約解除の要件

当法人は、ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができます。この場合、契約解除に伴う必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

①指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき

②「5. 応募資格」に該当しなくなったとき

③社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

④ネーミングライツパートナーより契約解除の申出があったとき

⑤その他当法人がネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約の解除が必要であると認めるとき

※⑤により契約を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還について、ネーミングライツパートナーと協議するものとします。

(2) 違約金等について

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、当法人に契約の解除を申し出ることができます。この場合において、ネーミングライツパートナーは当法人に違約金を支払うものとし、違約金の額は当法人とネーミングライツパートナーとが協議の上決定します。

14. その他留意事項

①申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします

②提出された書類は返還しません

③提出された書類は必要に応じ複写します

15. 問い合わせ先

一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構（担当：阪本）

TEL：0744-33-4560

メール：info@tawaramoton.com

以上